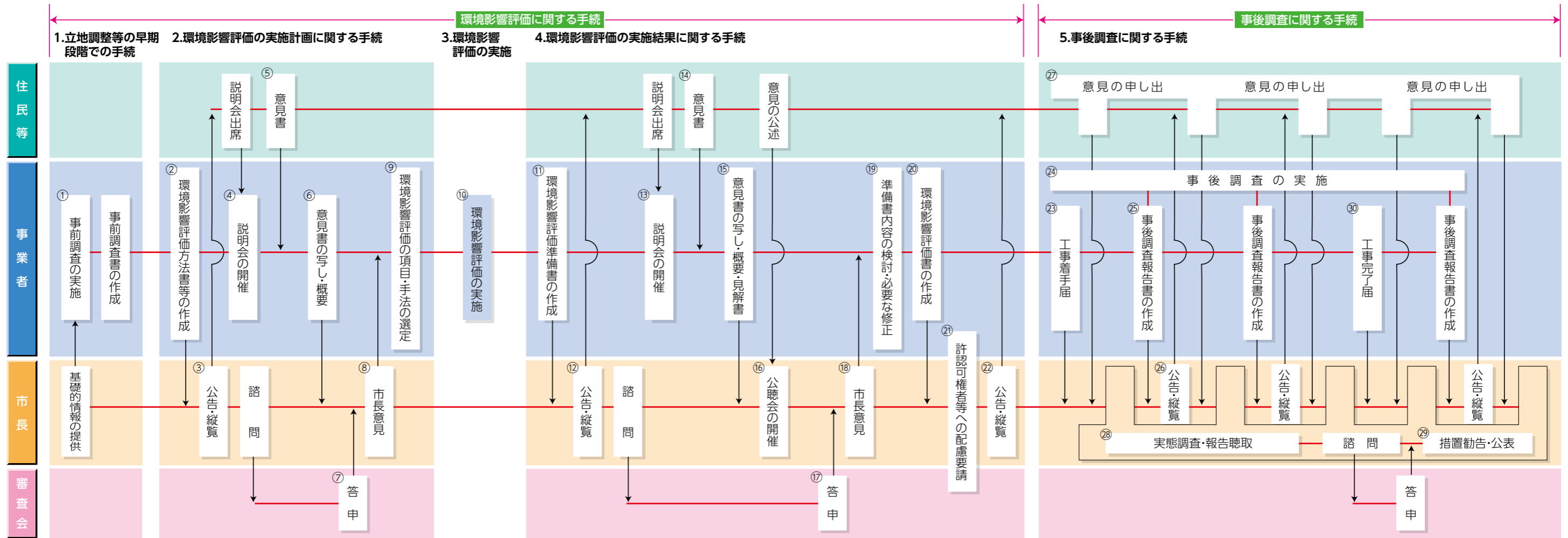


# 手続のフロー



## 環境影響評価に関する手続

### 1. 立地調整等の早期段階での手続

① 事業者は、事業予定地及びその周辺の自然環境等について文献等による簡易な調査(事前調査)を行い、事業予定地の検討を行い、その結果を事前調査書に取りまとめます。市長は、各種の環境データを収集・整理し、事業者に提供できるよう努めます(条例第6条)。

### 2. 環境影響評価の実施計画に関する手続

② 事業者は、環境影響評価を行うべき地域等の概況、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等について記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」)を作成し、その要約書及び事前調査書と併せて市長に提出します(条例第7条)。

③ 市長は、方法書等が提出されたときは、その旨を公告し、1月間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第8条)。

④ 事業者は③の縦覧期間内に方法書の内容についての説明会を開催します(条例第8条の2)。

⑤ 方法書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、③の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます(条例第9条)。

⑥ 事業者は、意見書の写し及びその概要を市長に送付します(条例第9条)。

⑦ 仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」)は、市長から諮問された方法書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に

答申します(条例第10条)。

⑧ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑥の送付を受けた日から3月(やむを得ない理由があるときは4月)以内に、方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます(条例第10条)。

⑨ 事業者は、⑧の意見を勘案して、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法を選定します(条例第11条)。

### 3. 環境影響評価の実施

⑩ 事業者は、事業の実施地域及びその周辺の現況について、詳細な調査を実施し、事業が及ぼす環境への影響を予測します。その結果を踏まえ、環境の保全及び創造の措置を検討し、その措置が講じられた場合の環境への影響を総合的に評価します(条例第12条)。

### 4. 環境影響評価の実施結果に関する手続

⑪ 事業者は、調査等の結果、環境の保全及び創造の措置、総合的な評価、事後調査の計画等を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」)を作成し、要約書とともに市長に提出します。準備書は、事業の実施に必要な許認可等の申請等の前までに提出しなければなりません(条例第13条)。

⑫ 市長は、準備書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第14条)。

⑬ 事業者は、⑫の縦覧期間内に準備書の内容についての説明会を開催します(条例第15条)。

⑭ 準備書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、⑫の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます(条例第16条)。

⑮ 事業者は、意見書の写し及びその概要、当該意見に対する事業者の見解を記載した書面(見解書)を市長に送付します(条例第16条)。

⑯ 市長は、⑮の送付を受けたときは、必要に応じて、公聴会を開催します(条例第17条)。

⑰ 審査会は、市長から諮問された準備書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します(条例第18条)。

⑱ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑮の送付を受けた日から4月(やむを得ない理由があるときは5月)以内に、準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます(条例第18条)。

⑲ 事業者は、⑱の意見を勘案して、準備書の内容について検討し、修正が必要な事項に関しては、必要に応じて改めて環境影響評価を行います(条例第19条)。

⑳ 事業者は、⑲の結果を踏まえ、環境影響評価書(以下「評価書」)を作成し、その要約書とともに市長に提出します(条例第19条)。

㉑ 市長は、評価書を許認可権者等に送付し、許認可等の審査に際して、評価書の内容に最大限配慮してもらうよう要請します。なお、方法書、準備書についても、その提出の際に、許認可権者等に送付します(条例第21条)。

㉒ 市長は、評価書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第20条)。

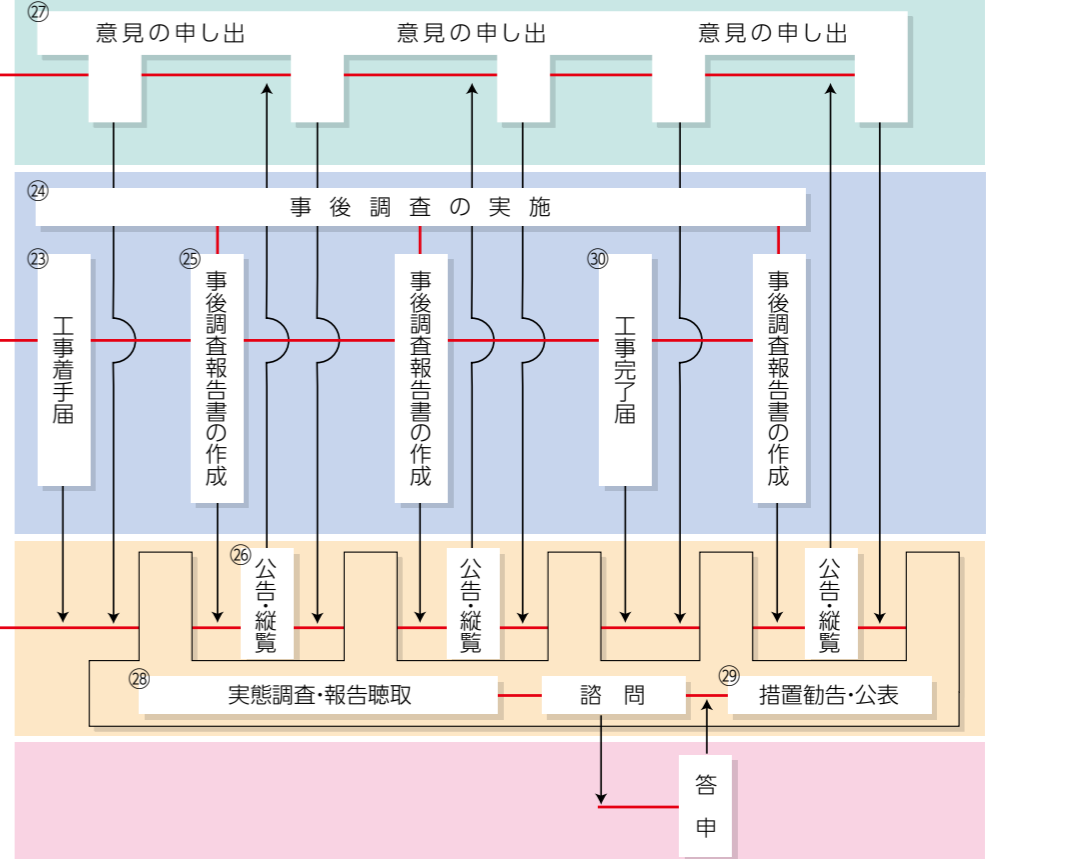
## 事後調査に関する手続

### 5. 事後調査に関する手続

㉓ 事業者は、工事に着手したときは市長に届け出ます(条例第24条)。

## 事後調査に関する手続

### 5. 事後調査に関する手続



㉔ 事業者は、工事中及び供用後の環境の状況を把握するため、評価書に記載した事後調査の計画に基づき事後調査を行います(条例第26条)。

㉕ 事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書に取りまとめ、市長に提出します。事業者は、事後調査の結果に基づき、必要に応じて自主的に追加的な環境保全対策等を講じます。なお、事後調査報告書は、一回限りではなく、適時提出するものです(条例第27条)。

㉖ 市長は、事後調査報告書が提出されたときは、その旨を公告し、1月間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第28条)。

㉗ 事業の実施地域及びその周辺の環境の状況等が明らかに評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地からは正の必要があると認める者は、最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までに、その旨を書面で申し出ることができます(条例第29条)。

㉘ 市長は、㉖の提出があった場合、㉗の申し出があった場合等において、環境の状況等が評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地から必要と認めるときは、事業の実施状況等について実態を調査し、又は事業者に報告を求めます(条例第30条)。

㉙ 市長は、㉘の結果が事業者の責めによるもので環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるときは、事業者に必要な措置をとるべきことを勧告します。さらに、事業者がこの勧告に従わないときは、その旨を公表します。

なお、市長は、措置勧告に当たって、必要に応じて、審査会の意見を求めます(条例第50条)。

㉚ 事業者は、工事が完了したときは市長に届け出ます(工事完了後も事後調査に関する手続は続行します。)(条例第25条)。